

## 別記

### 熊本県福祉サービス第三者評価機関認証基準

- (1) 組織体制等に関する要件
  - ア 法人格を有すること。
  - イ 所属する評価調査者のうち、次の a の要件を満たすものが 1 名以上、b の要件を満たすものが 1 名以上おり、合計で 3 名以上の評価調査者がいること。
    - a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
    - b 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - ウ 所属する評価調査者は、県が実施する評価調査者養成研修を修了していること。
  - エ 所属する評価調査者に対して、県が実施する評価調査者継続研修の受講機会を確保すること。
  - オ 所属する評価調査者に対して、定期的な研修を行うこと
  - カ 福祉サービスを提供していないこと。
- (2) 評価の実施範囲等に関する要件
  - ア 評価機関となる法人の役員等が福祉サービス事業の経営者若しくは従事者である場合、又は評価機関となる法人の会員が事業者である場合は、原則として当該事業者の評価は行わないこと。

ただし、外部の有識者で構成する第三者性を有した評価委員会を設置し、評価結果を決定する際には、評価結果について、あらかじめ当該委員会の承認を得る場合には、この限りではない。
  - イ 評価機関が関係する事業者の評価を行わないこと。
  - ウ 所属する評価調査者が関係する事業者の評価を行わないこと。
- (3) 評価基準、評価手法等に関する要件

県の推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定を満たすこと。
- (4) 事業内容等を明示する規程等に関する要件

次の規程等を整備し、公開していること。

  - ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者の養成研修等の修了状況、保有する資格及び主要経歴等を記載したもの）
  - イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）
  - ウ 第三者評価の手法
  - エ 守秘義務に関する規程
  - オ 倫理規程
  - カ 料金表
  - キ 評価事業の実績
- (5) 苦情等への対応に関する要件

第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。